

生活衛生同業組合は、 お客様を守る営業者の自主的な活動団体です

生活衛生業界の振興発展と利用者・消費者の利益擁護を図るため「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」によって、次の17業種の生活衛生同業組合が設立されています

理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、簡易宿所、興行場（映画館）、公衆浴場、一般飲食、すし、めん類、中華料理、社交飲食、料理、喫茶飲食、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業（都道府県によっては、組合設立のない業種もあります）

生活衛生同業組合は、国民生活の安全・安心で豊かな暮らしを守る活動をしています



地域の高齢者にどのようにサービスを提供していくかなど、将来ビジョンを考え、各種取り組みを行っています。



地域の暮らしを守るため、生衛業の将来の後継者を育成する活動を続けています。



組合を窓口とした日本政策金融公庫の低金利・長期返済の融資により経営の安定を支援しています。



組合のネットワークで行政の最新情報を迅速にお知らせします。



衛生管理講習会や技術講習会、各種セミナーを開催しています。



行政と災害時の協定を結び、地域の非常事態を支援する活動を行っています。



生活衛生同業組合は、業界や地域の発展を第一に活動し、安全・安心で豊かな国民生活の実現をめざしています。営業者お一人おひとりの加入があなたの地域を支えます

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター／公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター

お問い合わせは最寄りの都道府県指導センターへ

〇〇県指導センター

検索

生活衛生業は、お客様の暮らしに 不可欠なサービスを提供しています

地域に根ざした安全・安心なお店づくりで
衛生的で快適な国民生活を支えています

生活衛生業は、私たちの暮らしを支える飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、興行場、
公衆浴場業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業のことです。



生活衛生業は、不特定多数の地域住民が利用することから、利用者の感染症の感染経路とならないよう法律で各種の衛生規制が行われています。
生活衛生業は、お客様の視点に立った「安心・安全なお店づくり」に取り組んでいます。

営業許可証



HACCP
点検票

衛生水準の向上
お客様の利益擁護



生活衛生業のお店は、「衛生水準の向上」と「利用者利益の擁護」を図ることが求められています。

日々、営業に先立ち、「衛生管理自主点検票」や「業種別ガイドライン」を踏まえ衛生管理を徹底しています。

生活衛生業は、訪問理容・訪問美容等の要介護者等に対する在宅生活支援サービスの提供、健康食メニューや健康入浴等の実施による外出支援サービスの提供など、地域の住みやすさ、街づくりにも貢献しています。



生活衛生業のお店は、地域の暮らしを支える営業をしています